

第2章 地下水利用専用水道に対するこれまでの取組

1. 水道事業者の取組

平成30年アンケートによると、地下水利用専用水道に転換した事業者（以下「転換事業者」という。）の有無を把握する187の水道事業者のうち、18の水道事業者では、転換事業者に対して積極的に対策等を検討し、何らかの報告書を取りまとめている。また、47の水道事業者では、水道料金、地下水抑制規制、水道利用のPRなど様々な対応策を独自に検討し、または実際に対応策を導入している（図表2-1～図表2-3参照）。

平成20年アンケートと比較をすると、「水道料金に関する対応策」を検討し、実施している事業者の割合が3.9%から12.3%へと8.4ポイント増加しているものの、対応策を未検討の事業者割合が60%を超えることから、依然として多くの水道事業者においては、転換事業者への対応策の検討まで至っていないものと思われる（図表2-3参照）。

図表2-1 地下水利用専用水道への転換事業者に対する報告書の作成時期

[有効回答事業者数：18]

区 分	H19年度 以前	H20～ H24	H25	H26	H27	H28	H29
事業者数	2 (11.1)	3 (16.7)	0 (0)	1 (5.5)	3 (16.7)	3 (16.7)	6 (33.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

図表2-2 地下水利用専用水道への転換事業者に対する報告書の作成内容

[有効回答事業者数：18 有効回答総件数：28]

区 分	アンケート 調査結果	水道事業の 取組事例	他都市の 取組事例	その他
事業者数	8 (44.4)	6 (33.3)	7 (38.9)	7 (38.9)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

図表2-3 地下水利用専用水道への転換事業者の増加に対する対応策の検討状況

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：205]

分類	水道料金に関する 対応策			揚水規制に関する 対応策			PR等に関する 対応策			未検討	その他
	①	②	③	①	②	③	①	②	③		
回答項目	①	②	③	①	②	③	①	②	③		
事業者数	23 (12.3)	8 (4.3)	17 (9.1)	1 (0.5)	0 (0)	4 (2.1)	11 (5.9)	4 (2.1)	2 (1.1)	124 (66.3)	11 (5.9)
分類ごとの合計	48 (25.7)			5 (2.7)			17 (9.1)			124 (66.3)	11 (5.9)
H20 アンケート	6 (3.9)	9 (5.8)	11 (7.1)	0 (0)	0 (0)	8 (5.2)	10 (6.4)	2 (1.3)	4 (2.6)	104 (67.1)	18 (11.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

※回答項目①、②、③については、①「検討し、実施している」、②「検討し、実施する予定である」、③「検討したが、実施の予定はない」

※平成20年アンケートの有効回答事業者数は155

図表2-4 検討・導入された対応策

[有効回答事業者数：55 有効回答総件数：96]

項目	実施済み	実施予定	検討したが、 実施予定無し	事業者数
個別需給契約制度	9	4	6	19(19.8)
逦増逦減併用型料金	6	5	8	19(19.8)
固定費負担制度	2	2	7	11(11.5)
条例による地下水の 揚水規制	0	0	4	4(4.2)
大口使用者への訪問 による水道料金PR	10	3	5	18(18.8)
HPでの水道料金PR	4	1	0	5(5.2)
その他	15	1	4	20(20.8)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

※本報告書における個別需給契約制度、逦増逦減併用型料金及び固定費負担制度については、参考資料1「地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果」119頁を参照

また、本協会では、平成30年アンケートの実施にあたり、水道事業者が講じる各対応策の検討・導入に関し、その経緯、具体的な対応策や対応策導入効果など、平成20年アンケートでは行わなかった項目について追加の調査を行った（図表2-5～図表2-10参照）。

転換事業者の増加に対する対応策の検討・導入の経緯については、「給水収益の大幅な減少」を理由とする回答が最も多く67.1%であった（図表2-5参照）。加えて、年間の合計推定減収額「1千万円以上1億円未満」である事業者が61.0%を占めることから、水道事業経営に大きな影響があることを示していると考えられる（図表2-6参照）。

図表2-5 転換事業者の増加に対する対応策の検討・導入の経緯

[有効回答事業者数：55 有効回答総件数：82]

項目	議会からの要望	給水収益の大幅な減少	住民からの要望	その他
実施済み	6	27	2	10
実施予定	0	10	0	3
検討したが、実施予定無し	1	18	0	5
事業者数	7 (8.5)	55 (67.1)	2 (2.4)	18 (22.0)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

図表2-6 地下水利用専用水道への転換によって減少した合計推定減収額(年間)

[有効回答事業者数：154]

区分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上
事業者数	39 (25.3)	71 (46.1)	23 (14.9)	16 (10.4)	5 (3.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

転換事業者に対する対応策について、検討開始から実際の導入までには、約80%の事業者においては1年以上の期間を要しており、また、実施予定事業者においては約90%が1年以上の期間を要する見込みである（図表2-7参照）。

図表2-7 対応策検討開始から実際の導入までの期間

[有効回答事業者数：24 有効回答総件数：34]

項目	2年以上	1年以上～ 2年未満	1年未満
実施済み事業者数	12 (35.3)	15 (44.1)	7 (20.6)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (%)

[有効回答事業者数：9 有効回答総件数：12]

項目	2年以上	1年以上～ 2年未満	1年未満
実施予定事業者数	9 (75.0)	2 (16.7)	1 (8.3)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (%)

転換事業者に対する対応策の導入時期の結果を見ると、平成28年度から増加傾向にあり、かつ、平成28年度及び平成29年度における対応策導入事業体が約40%を占めている(図表2-8参照)。

図表2-8 対応策の導入時期

[有効回答事業者数：23 有効回答総件数：33]

項目	H19年度 以前	H20～ H24	H25	H26	H27	H28	H29
事業者数	5 (15.2)	10 (30.3)	3 (9.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	5 (15.2)	8 (24.2)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (%)

転換事業者に対する対応策の導入効果を業種別に見ると、病院が最も多く23.8%を占める結果となっている。この理由としては、医療関係については、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)により、井戸設備の整備や災害時の診療に必要な水を確保すること等を積極的に推進することが求められているため、地下水を利用する件数が多かったことによるものと考えられる。

また、転換事業者に対する対応策の導入効果を増加した推定の合計水道使用量で見ると、1万m³以上10万m³以下の割合が58.4%であり、年間の合計推定増収額は1千万円以上5千万円未満の割合が58.3%という結果になっている(図

表2-9参照)。

なお、検討された対応策導入にあたり、議会や回帰事業者等への説明で工夫した点及び転換事業者への誘致(PR)で工夫した点については、参考資料1「地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果」問19及び問20を参照されたい。

図表2-9 転換事業者増加に対する対応策の導入効果

業種別の回帰件数

[有効回答事業者数：13 回帰総件数：63]

業 種	件数	割合	業 種	件数	割合
病 院	15	23.8%	教育施設	4	6.3%
販 売 業	11	17.5%	サービス業(スポーツ施設等)	3	4.8%
ホテル・旅館	7	11.1%	事務所・ビル	1	1.6%
製造業(食品含む)	4	6.3%	そ の 他	18	28.6%

※「割合」は回帰総件数に対する割合(%)

増加した合計水道使用量(年間推定量)

[有効回答事業者数：12]

区 分	2千m ³ 未満	2千m ³ 以上 1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上 100万m ³ 未満	100万m ³ 以上
事業者数	0(0)	1(8.3)	7(58.4)	4(33.3)	0(0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合(%)

合計推定増収額(年間)

[有効回答事業者数：12]

区 分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上
事業者数	5(41.7)	7(58.3)	0(0)	0(0)	0(0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合(%)

(参考) 給水収益に対する増収額の割合

[有効回答事業者数：12]

区 分	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 5.0%未満	5.0%以上
事業者数	4(33.3)	6(50.0)	2(16.7)	0(0)	0(0)	0(0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合(%)

転換事業者への対応策導入にあたり、21.4%の水道事業者においては、法的に何らかの整理をしている（図表2-10参照）。なお、法的な整理をした主な内容については、参考資料1「地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果」問18を参照されたい。

図表2-10 対応策の導入にあたって法的な整理の有無

[有効回答事業者数：28]

項目	整理した	整理していない
事業者数	6 (21.4)	22 (78.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

2. 日本水道協会の取組

(1) これまでの検討・取組

平成15年に岡山市で開催された本協会第72回総会において、地下水利用専用水道に関連した会員提出問題が初めて提出された。その中で、今後の専用水道に対する対応策や規制の方針を検討し、地下水利用の適正化について関係者に理解を求めよう、本協会へ要望がなされた。

これを受け、事務常設調査委員会及び経営調査専門委員会において、地下水の水処理、水道事業と専用水道の混合給水、地下水保全、水道料金など多方面からの検討を行い、平成17年3月に「地下水利用専用水道の拡大に関する報告書」を取りまとめた。この他には、水道料金算定要領の改定にあたり設置された水道料金制度特別調査委員会が日本水道協会会長に答申した「水道料金制度特別調査委員会報告書（平成20年3月）」の中において、地下水利用専用水道の設置者に対する水道料金について、その検討結果を記述している。

同委員会における検討の際に、地下水利用専用水道等の実体把握に努めつつ、引き続き検討を行っていくことが求められたことから、「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案（平成21年5月）」を取りまとめ、各水道事業者へ報告を行った。

(2) 国への陳情活動

前述のとおり、平成15年に岡山市で開催された本協会第72回総会において、地下水利用専用水道に関連した会員提出問題が初めて提出されたところであるが、これ以降、途切れることなく全国的な水道事業者の問題として全国総会の会員提出問題に提出され、討議の結果、関係各省へ陳情を実施している。

なお、平成30年度も「地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応に

ついて」が提出され、総会で決議した後、直近の運営会議後に、関係各省へ陳情活動を実施した（参考資料3「地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について」参照）。